

社団法人神戸港振興協会の概要

1. 設 立

神戸港の振興対策を強力に推進し、神戸港の発展を促進する母体として、昭和33年9月2日、神戸市、兵庫県、神戸商工会議所及び港湾関係業界等によって設立された。

2. 事務局の所在地

〒650 - 0042 神戸市中央区波止場町2番2号（神戸海洋博物館内）

3. 組 織

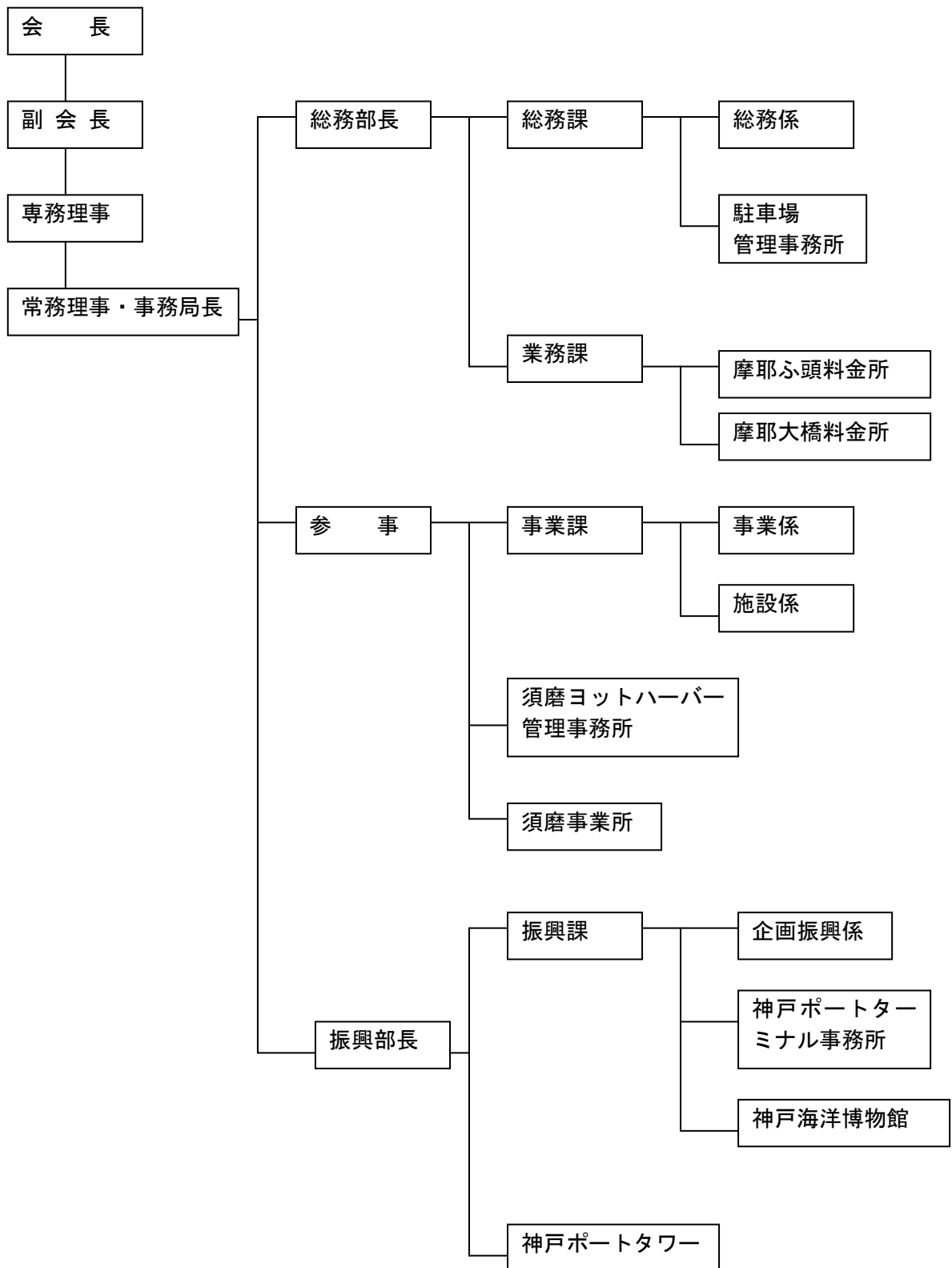
(1) 会 員

会員は、正会員と特別会員からなり、正会員は海運、貿易、倉庫、港運、臨海工業等の港湾関係企業をはじめ、当協会の趣旨に賛同する有志を会員とし、平成21年6月現在461事業所及び団体が加入している。

(2) 役 員（平成21年6月現在）

会 長	鵜崎 功	神戸市副市長
副 会 長	新 尚一	神戸商工会議所副会頭
専 務 理 事	岡口 憲義	神戸市みなと総局局長
常 務 理 事	中瀬 俊明	(社)神戸港振興協会事務局長
理 事	中西 均	神戸商工会議所専務理事
理 事	深尾 秀和	(財)神戸港埠頭公社副理事長
理 事	長田庄太郎	(社)神戸貿易協会副会長
理 事	三谷 悦雄	兵庫県港運協会会長
理 事	森本 啓久	兵庫県倉庫協会会長
理 事	須藤 明彦	神戸海運貨物取扱業組合副理事長
理 事	青井 清一	神戸船内荷役協会会長
理 事	向井 隆一	神戸港はしけ運送事業協同組合理事長
理 事	西 秀夫	神戸港沿岸荷役業会会長
理 事	秋山 信	日本郵船(株)関西支店支店長
理 事	谷口 瑞穂	(株)商船三井神戸支店支店長
理 事	日野 邦宏	川崎汽船(株)関西支店支店長
理 事	村田 泰男	川崎重工業(株)執行役員総務部長
理 事	村瀬 敬一	(株)神戸製鋼所専務執行役員
理 事	佐藤 國臣	(社)神戸海事広報協会副会長
理 事	南 一郎	(社)神戸タグ協会会長
理 事	川瀬 武晴	兵庫県セーリング連盟会長
監 事	加藤 琢二	神戸旅客船協会会長
監 事	松山 康二	松山康二税理士事務所所長

(3) 組織図



4. 沿 革

1958／S33年	8月27日 9月2日	社団法人神戸港振興協会設立総会開催 社団法人神戸港振興協会設立（運輸大臣認可）
1963／S38年	4月25日 11月20日	神戸国際港湾博物館竣工 （同26日オープン、昭和62年3月閉館） 神戸ポートタワー竣工（同21日オープン）
1970／S45年	4月21日	神戸タワーサイドビル竣工（同23日オープン）
1987／S62年	4月29日	神戸海洋博物館竣工（同30日オープン）
2004／H16年	4月1日	神戸港厚生サービス協会を統合
2006／H18年	5月17日	神戸海洋博物館内に「カワサキワールド」がオープン
2007／H19年	4～11月	神戸開港140年記念事業を実施
2008／H20年	9月2日	神戸港振興協会設立50周年を迎える

5. 事業概要

【神戸港振興事業】

積極的かつ効果的な神戸港への船舶と貨物の誘致対策などの事業を進めるとともに、周辺地域、関係団体などとの連携をはかりながら、親しみやすい港づくりの事業を展開し、神戸港の活性化をはかるため、次の諸事業を実施する。

(1) 港勢の拡大とポートサービスを充実させる事業

- ① 海外・国内ポートセールスの実施
 - ・ 海外及び背後圏・首都圏等拠点セールスの実施
 - ・ 神戸港セミナー及び神戸港招待懇談会等の開催
 - ・ ポートセールス担当東京駐在員によるポートセールス及び企業誘致の推進
 - ・ ポートセールス会議等の開催
- ② 中古建機・中古自動車輸出企業及び神戸港進出荷主企業とのネットワーク協議会の開催
- ③ 国内外諸港等との交流の実施
- ④ 客船誘致活動の推進と神戸港の観光船等の振興対策の推進
- ⑤ 神戸港オリエンテーションの開催
- ⑥ 神戸港フォークリフト荷役技能向上大会の実施
- ⑦ 初入港船・新規航路開設第1船等歓迎行事の実施
- ⑧ 港湾セミナー等の開催
- ⑨ 港務艇「おおわだ2」等による神戸港案内業務の実施
- ⑩ その他

(2) 市民と港を結ぶ事業

- ① 市民見学会（客船・帆船・進水式・神戸港他）・体験航海等の実施
- ② 神戸港カッターレースの実施
- ③ KOBE メリケンフェスタ2009の実施
- ④ 神戸まつり「みなとの行事」の実施
- ⑤ みなとこうべ海上花火大会の実施
- ⑥ 第8回 Kobe Love Port みなとまつりの実施
- ⑦ 神戸港ポート天国の実施
- ⑧ 練習船・クルーズ客船等の歓送迎行事の実施
- ⑨ その他

【タワー・博物館事業】

神戸ポートタワー及び神戸海洋博物館の運営を通じ、神戸港を広くPRすることにより、港への理解と親しみやすい港づくりに寄与し、あわせて港湾・海事思想の普及をはかるため、タワー・博物館事業を実施する。

【受託事業及び施設管理運営事業】

神戸港を利用する人々をはじめ、広くユーザーへのポートサービスの充実をはかるとともに、親しみやすい港づくりを推進するため、次の施設の管理運営事業等を実施する。

- ① メリケンパーク駐車場・かもめりあ駐車場及びメリケン臨時駐車場等の管理運営
- ② メリケンパークの巡回業務

- ③ 中突堤中央ターミナル東館の管理運営(指定管理者事業)
- ④ 神戸ポートターミナル・中突堤旅客ターミナルの管理運営及びインフォメーション業務(指定管理者事業)
- ⑤ 須磨ヨットハーバーの管理運営(指定管理者事業)
- ⑥ 須磨海水浴場の運営付随業務
- ⑦ 港湾幹線道路等料金徴収業務
- ⑧ 中突堤中央ビルの管理運営
- ⑨ 音楽練習場及び併設のレストランの管理運営
- ⑩ メリケンパーク内レストハウスの管理運営
- ⑪ 国産1号・2号上屋の活用事業(波止場町TEN×TEN)
- ⑫ コンビニエンスストア「神戸新港東店」の管理運営

【宿泊施設事業】

神戸港で働く人々や神戸港を訪れる人々への宿泊サービスを提供するため、ホテルの賃貸事業を行う。

6. 社団法人神戸港振興協会定款

昭和 33 年 9 月 2 日
運輸大臣許可

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人神戸港振興協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を神戸市中央区に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、神戸港の振興対策を強力に推進し、もって神戸港の永遠の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神戸港の建設及び運営について総合的な調査研究を行い、その具体的方策を樹立して関係各方面に建議し、これが実現について民主的な運動を強力に推進すること。
- (2) 神戸港の振興宣伝を広く内外に向って積極的に展開するため、研究会、協同調査、展示会、懇談会、講習会、討論会、映画会、ラジオ・テレビ放送、図書の刊行、神戸海洋博物館の管理運営、その他の啓蒙宣伝活動を行うこと。
- (3) 神戸港に必要な船員・船客、その他港湾関係者の宿泊施設及び学生、その他神戸港を訪れる団体客のための宿泊施設、並びにこれらに附帯する施設を建設するとともに、その適正な運営を図ること。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

(組 織)

第 5 条 本会は、神戸港の振興に関し、本会の趣旨に賛同する貿易、海運、港運、倉庫、臨海工業等の港湾関係業者及びその他の有志をもって組織する。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正 会 員
- (2) 特 別 会 員

2 正会員は、本会の趣旨に賛同し、第 8 条の会費を納めるものとする。

3 特別会員は、本会の趣旨に賛同する有識者のうちから理事会の推薦により加入し、会費を徴収しないものとする。

(加入及び退会)

第 7 条 本会の加入は、入会申込書により申し込み、理事会の決議による。

2 本会の退会は、退会届を提出し、理事会の決議による。

(資格の喪失)

第7条の2 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定めるところにより、会費「(定期刊行物「神戸港」購読料を含む。)を納入しなければならない。

2 既納の会費は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長	1人
副 会 長	5人以内
専務理事	1人
常務理事	3人以内
理 事	20人以上 25人以内 (会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
監 事	3人以内 (外部監事を含む。)

(役員を選出)

第10条 理事及び監事は、会員のうちから総会において選出する。ただし、外部監事については、会員以外の学識経験者の中から選出する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員が辞任し、又はその任期が満了しても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

3 補欠のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問設置)

第12条 本会には、理事会の決議により顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 常務理事の担当職務は、会長が別に定める。

5 理事は、理事会を通じて、総会の決議に基づく本会々務執行の責に任ずる。

6 監事は、本会の業務並びに財産の状況を監査する。

第4章 会 議

(会議の招集)

第14条 総会及び理事会は会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、開催日の7日前までに書面をもって、会員に通知しなければならない。
- 3 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。
- 4 理事会の議長は、会長がそれに当たる。

(総 会)

第15条 総会は、事業計画、事業報告、損益計算書、貸借対照表その他の重要事項を決議する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は、毎会計年度終了後3月以内に招集する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 5 会長は、会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項及びその理由を示して書面で臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。
- 6 会員は総会において1個の議決権を有する。この場合において、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決をなし、又はその代理人をして表決権を行使させることができる。
- 7 総会は、会員の3分の1以上の出席をもってこれを開き、議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理 事 会)

第16条 理事会は、会務執行に関する事項、総会に提出する議案、総会から委任された事項、その他の重要事項を決議する。

- 2 会長は、総会に諮るべき事項であって緊急を要すると認めるものは、理事会の決議を経てこれを処理することができる。この場合においては、会長は総会に報告し、かつ承認を求めなければならない。
- 3 第14条第2項及び第15条第6項後段の規程は、理事会について準用する。この場合において、規定中「総会」及び「会員」は、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。
- 4 理事会は、理事の過半数の出席をもってこれを開き、議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議 事 録)

第17条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員又は出席理事2人以上がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 会員又は理事の数及び出席会員又は出席理事の数
 - (3) 議事の経過概要及びその結果

第5章 専門部会及び事務局

(専門部会)

第18条 会長は、専門的事項を調査研究するため、理事会の同意を得て、専門部会を設けることができる。

(事務局)

第19条 本会の日常の事務を処理するため事務局を置く。

第6章 資産及び会計

(財源)

第20条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてるものとする。

(寄附金)

第21条 寄附金の收受は、理事会の決議によるものとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会計監査等)

第23条 監事は、毎会計年度終了後、通常総会開催10日前までに提出された次の書類を監査し、監査報告書を作成して通常総会に提出しなければならない。

(1) 業報告書

(2) 収支に関する決算書類

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第24条 本定款の変更は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、所轄運輸監理部長の認可を受けなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第25条 本会の解散及び解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、かつ残余財産の処分は所轄運輸監理部長の許可を受けなければならない。

第8章 雑 則

(内規)

第26条 会長は、理事会の承認を経て、本定款の施行及び会務に関し協会内規を設けることができる。